

71

環境保全

認証の区分毎の番号

穀物-63

水田からの農薬流出を防止する対策の実施

確認事項

水田からの農薬流出を防止する対策を実施していること

取組事項

水田からの農薬流出を防止する対策を実施する。

解説

<具体的な取組例>

- ・ 農薬ラベルに記載されている止水に関する注意事項等を遵守する。
- ・ 農薬使用前は、気象予報を確認し、大雨等が予想される場合は散布を控える。
- ・ 畦畔を整備し、漏水を防止する。

72

食品安全

環境保全

認証の区分毎の番号

青果物-58, 穀物-64, 茶-62

農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排水を処理

確認事項

農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排水を処理していること

取組事項

- (1) 農薬の使用前に使用する防除器具等を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- (2) 防除器具、防除衣等の保護具を洗浄した水は、その農薬を散布したほ場に浸透させるなど、適切に処理する。

必要な書類（参考様式）

- ・ 生産工程チェックリスト（様式12）
- ・ 保守点検表（様式27）

農薬の使用記録の作成・保存

確認事項

農薬の使用状況を生産履歴台帳に記録し、保存していること

取組事項

農薬は、使用日、場所、作業者名、対象作物名、使用量または希釈倍数、散布面積等を記録し、保存する。

解説

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）では、農薬使用者は、農薬を使用した時は、次に掲げる事項を帳簿に記載するように努めなければならないと定めています。

- ① 使用日
- ② 使用場所
- ③ 使用した農産物
- ④ 使用した農薬の種類又は名称
- ⑤ 単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

農薬使用記録は、事故が発生した際の原因調査や、取引先からの求めに応じて証拠を提示するなど、事故や要請に対応するために必要です。さらに、栽培工程の見直し、防除方法の効率や効果の検証などにも活用でき、農場の経営上、とても重要な記録です。保存性の高い媒体で適切な期間保存し、農場経営の見直しに活用しましょう。

必要な書類（参考様式）

- ・ 生産履歴台帳（様式6）

食品安全

環境保全

労働安全

食品安全（容器移し替え禁止，いたずら防止の施錠等），環境保全（流出防止対策等），労働安全（毒劇・危険物表示，通気性の確保等）に配慮した農薬の保管，在庫管理の実施

確認事項

- (1) 農薬は他の容器に移し替えを行わず，施錠可能な保管庫で管理していること
- (2) 毒劇物に指定されている農薬は，容器，貯蔵庫に毒物・劇物を表示していること
- (3) 農薬は，周囲に流出することがないように，漏れ防止の対策を実施していること
- (4) 農薬の在庫について農薬管理台帳に記録していること

取組事項

- (1) 農薬保管庫は施錠し，農薬責任者の許可なく持ち出せないようにする。
- (2) 毒物・劇物の容器，保管場所に「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示を行う。
- (3) 使いかけの農薬は，流出を防ぐためにしっかり封をする。
- (4) 農薬の在庫について，管理台帳に記録する。

解説



農薬は，強固で，十分な大きさの保管庫を用意し，鍵をかけ，識別・分別して保管します。

図1 鍵付きの農薬保管庫の例

出典：農林水産省



使いかけの農薬の開封口が密封されておらず，種類も分けられていないので，他の農薬と混ざり，取り出しの際に交差汚染が発生します。また，農薬保管庫が適切でも，こぼれた農薬をその都度，適切に処理していないと他の農薬を汚染してしまいます。

図2 農薬交差汚染の防止

出典：国際水準 GAP ガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・ 農薬管理簿（様式 32）

75

食品安全

認証の区分毎の番号

青果物-61, 穀物-67, 茶-65

農薬の責任者による農薬適正使用の指示と 検証

確認事項

農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証が行われていること

取組事項

責任者が、農薬使用計画に従って適切な農薬使用について指示する。また、使用後は、農薬の適正使用について検証する。

必要な書類（参考様式）

- ・ 農薬使用計画（様式 31）
- ・ 農薬散布指示書（様式 33）

76

食品安全

認証の区分毎の番号

青果物-62, 穀物-68, 茶-66

残留農薬検査を行い、その結果を保存していること

確認事項

- (1) （農産物・菌床きのご栽培）残留農薬検査を行うこと
- (2) （農産物・菌床きのご栽培）検査結果を保存していること

取組事項

- (1) 残留農薬自主検査実施要領に基づいて、残留農薬検査を実施する。
- (2) 検査結果を保存する。

必要な書類（参考様式）

- ・ 残留農薬検査結果

食品安全

環境保全

堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用

確認事項

- (1) (堆肥を製造する場合) 堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等を実施すること
- (2) 堆肥を施用する場合、素材が明らかであり汚染につながる要因がないことを確認していること

取組事項

- (1) (堆肥を製造する場合) 定期的な切り返し等を行い、十分な温度で発酵させる。
- (2) 堆肥を施用する場合、汚染につながる要因がないことを確認する。

解説

堆肥の製造や保管に際しては、原料や未熟堆肥が飛散しないように被覆する、飛散防止用の囲いをする、発酵の途中で汚水が流れないように溝を切る、集水柵を設けるなどして、環境汚染を起こさないように管理します。切り返しに際しては、臭いにより近隣住民に迷惑をかけないように、注意しましょう。



図1 堆肥発酵の目安

出典：国際水準 GAP ガイドライン（指導マニュアル）

湯気や水分が出たり、臭いがしたりする間は、まだ発酵が終わっていません。

腐葉土のような香り、手にべたつかない程度のさらさらした手触り、黒色～黒褐色、握っても水分が出ない程度になった状態が完熟の目安です。

食品安全

環境保全

原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定

確認事項

- (1) 肥料成分の安全性を確認していること
- (2) 肥料成分を把握、適切な施肥設計を行うための計画を作成していること

取組事項

- (1) 使用する肥料は、登録あるいは届出があることを確認する。
- (2) 肥料の成分の含有量等を把握した上で、適切な施肥を行うための施肥設計を行う。

解説

<具体的な取組例>

- ・ 肥料の原料一覧や製造工程を確認する。
- ・ 使用する肥料の成分確認する。

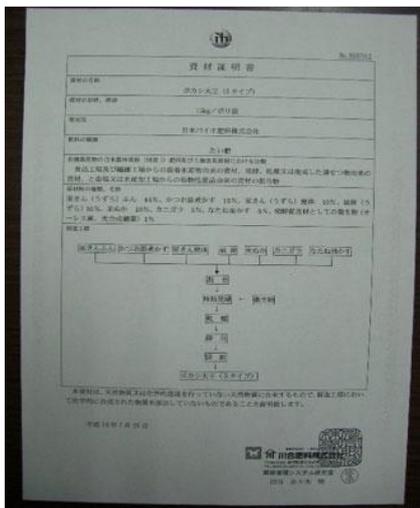


図1 肥料の情報収集

出典：国際水準 GAP ガイドライン（指導マニュアル）

肥料メーカーや販売店から使用する肥料の原材料、製造工程、発酵温度等の情報を入手します。原材料や製造工程の情報により放射性物質や重金属、化学物質の汚染リスクがないか、発酵温度と堆積期間等から病原性微生物の汚染リスクがないか等を判断します。

必要な書類（参考様式）

- ・ 地域の栽培基準表または、肥料使用計画（様式 34）

土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施

確認事項

土壌診断結果の活用や栽培暦・施肥基準等を踏まえた施肥設計を作成し、その計画に沿って肥料を施用していること

取組事項

土壌診断結果の活用や栽培暦・施肥基準等を踏まえた施肥設計を作成し、計画に基づく施肥を行う。

解説

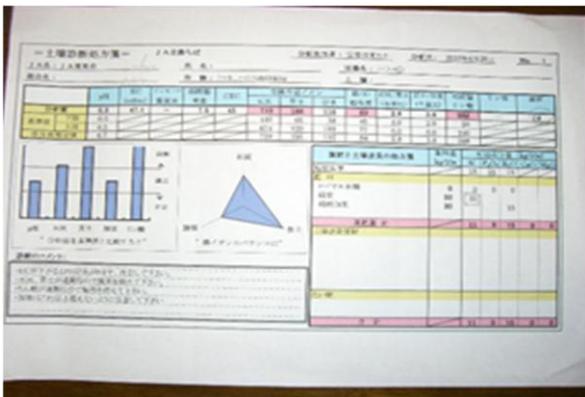


図1 土壌診断の実施

土壌診断等を実施し、土壌中の肥料成分の残留状況を把握し、過剰な施肥にならないよう、適切な施肥設計を行います。

肥料等の使用記録の作成・保存

確認事項

肥料・資材等の使用状況を生産履歴台帳に記録し、保存していること

取組事項

肥料・資材等の使用状況を生産履歴台帳に記録し、保存する。

解説

肥料等の使用記録には、農産物の生育に係る資材を全て記載します。
葉面散布剤、堆肥、土壌改良材、微生物資材等についても記載しましょう。

必要な書類（参考様式）

- ・ 生産履歴台帳（様式6）